

## 書 評

佐藤基次郎 著：

『明治期作成の地籍図』

古今書院 1986年11月

B 5判 482ページ 20,000円

明治前期に実施された地租改正法に関連した著書論文は多数にのぼるが、地租改正事業の中でも重要な部分を占め、しかも地理学、とりわけ歴史地理学にかかわりの深い土地丈量や地籍図に関する研究は乏しい。地籍図が都城制や条里プランの研究などに早くから利用されていながら、地籍図そのものについて、またそれに関連した土地丈量については、ほとんど省みられないできたといつてよい。すなわち、1970年代の終わり頃までは、地籍図に関する論文はごくわずかであった。

1979年、西川治氏を中心とした地籍図研究グループが日本地理学会に置かれ、それが活動しはじめると、地籍図に関する論文が徐々に現われるようになってきた。また西川氏のほか佐藤基次郎・山田安彦・足利健亮の諸氏などの啓蒙活動もあって、地方自治体でも地籍図に関心を示すところが現われるようになった。しかし、地籍図に関心をもつ者は増えたように思われるが、地籍図について研究を進める人はまだ多くない。従って、地籍図についての研究業績は十分に蓄積されていない状態といえる。こうした段階において、この度、佐藤基次郎氏が本書を上梓されたのである。本書は、今までのこの分野の研究の遅れを一挙に挽回した画期的な労作といえる。これからの地籍図研究には本書が基本図書になることはまちがいないであろう。

本書の構成は次の通りである。章題のあとのカッコ内には節の数を示している。

はじめに（目次では「まえがき」）

I. 明治前期に調製された地籍図類(3)

II. 明治初年の検見における耕地絵図(3)

III. 壬申地券発行における地引絵図(7)

IV. 地租改正における地引絵図(10)

V. 地租改正地引絵図とその特徴(5)

VI. 沖縄県における土地整理法による調製の地籍図(4)

VII. 地籍編成事業で作成の地籍地図(3)

VIII. 地押調査における更正地図(4)

IX. 北海道の地籍図類の作成経緯と特色(8)

X. 第二次大戦後における新定地籍図と旧地籍図(6)

XI. 要約に代えて——明治前期の地籍調査と地籍図作成

付I 明治前期における府県の改置

付II 明治期の地籍図作成に関する年表  
事項・地名索引

上記のように、本書は11章から構成されているが、各章は最後の要約を除いて3～10節に分かれ、その合計は53に及ぶ。さらに各節の多くはいくつかの見出しがあり、詳細な目次となっているので、巻末の詳しい索引と共に本書を利用し易くしている。付録のI、IIも使用価値が高い。また、本書の扉を飾る15のカラー写真は資料として貴重であり、本文を理解するうえにも役立つ。欲をいえば、写真類に若干の解説がほしいところである。

本書はB 5判の500頁に近い大著であるから、そのすべてを紹介するのは無理である。はじめは、章節を追って要約してみたが、あまりにも枚数が多くなったので、やや異質のVI、IX章を省き、さらに各章節の草稿を大幅に割愛した。結果的にはかなり恣意的になったが、できるだけ全般的にとりあげるようにつとめたつもりである。

著者は「はじめに」において、地籍図研究の動機や本書の意図するところなどについて述べている。著者をこの研究に駆り立てたのは、地籍図は「多くの分野で使用されて重要な役割をはたしているのに」、あまりにもその実態が明らかでないこと、また「誤った記述」さえみられること、一方ではそれを「資料的吟味も行わず使用されている」現実に直面したこと、などによるという。地籍図を多く利用している評者などには耳の痛い指摘である。

本書の意図するところは、「各地籍図の作成経緯と相互の関連を明らかにし、それぞれの地籍図の特色および各府県間の特異性を把握すること」にあるとする。それぞれの地籍図というのは、(1)壬申地券地引絵図、(2)地租改正地引絵図、(3)地押調査更正地図、および(4)地籍編成事業の地籍地図をさす。このうち(2)のみは2つの章からなり、最も重視されたことが知られる。ほかに特殊事情下にあった沖縄県と

北海道の地籍図類、それに第二次大戦後の新定地籍図について各一章を設けている。従って、本書はわが国におけるすべての地籍図を対象にしたものである。かくて本書は、地籍図の研究書であると共に、目次が詳細であり、索引が整っていることと相まって、地籍図の百科事典の役割を果たすものと考えられる。

以下、章を追ってみていくことにする。

I章では新旧の地籍図を定義づけ、明治期作成の地籍図の種類を示し、ついでその作成規準は地籍図の種類によって、また府県によって異なることを指摘する。地籍図類の系譜とその備置場所を示す図1は、各種の地籍図を理解するのに便利である。この図に用いられている各地籍図の呼称は今後定着するものと思われる。ただ、地籍編成の地籍地図（または地籍編纂地籍地図）が地租改正地引絵図の影響を受けるだけに終わっている図形などは再考の余地があるようにもみられる。

II章は壬申地券地引絵図作成以前の耕地絵図を扱った章で、いわば地籍図の前史に当たる。内見帳・検見にもふれ、絵図雛形3例と実例1葉（口絵）をあげ、その特色を示している。この耕地絵図は「内見帳とセットをなし、内見帳と対照すれば地籍の実態が知られる」が、各筆の地籍を示したものではない。24頁の「耕地絵図は各筆に関して示すことにより」は「…示すことより」ではないかと思われる。

III章から本格的な地籍図の章である。本章ではまず壬申地券発行の経緯や調査作業をとりあげ、一方では、その作業が難航し、結果的には地券の交付が中止になった事情を述べる。壬申地券の交付状況は、(1)明治5年11月に終わった県、(2)同6年12月までに終了した府県、(3)途中で地租改正事業に移行した県、(4)最終的に発行を完了した県に分けて説明されており、その進行状況が知られる。しかし、不明な府県があるうえ、浜田県のように(2)と(3)に現われるものがあるので、さらに丹念な資料の収集と整理が望まれるところである。

壬申地券地引絵図についての具体的な叙述は同章4節以下である。そこでは地引絵図の種類、その作成規準・作成手順、絵図の特徴、また地租改正地引絵図との繋がりなどが述べられている。このうち、地引絵図の作成規準や手順は、政府の規則類では明らかでないが、本書では県の心得書や絵図雛形などの資料を用いての具体的な説明がみられる。近世絵図との比較や、本図の描写上の特徴などの記述も、

この図を理解する上に、またこれを利用する場合にも必読しておくべき部分である。

地租改正地引絵図を扱ったIV、V章は、本書が最も重点をおいた章である。この両章は本文全体の42%を占めている。そのまた大部分を占めるVI章では地租改正の意義、その実施機構、改租作業の準則や方式、改租作業の前提としての土地整理、地押丈量作業、量地の方法と測器などが主な内容である。

改租事業の展開のなかで、明治6年7月の地租改正法の公布から同8年7月の地租改正条例細目が議定されるまでは、各府県の自主性に委ねられる部分が多かったが、それ以降は全国画一的な方針と方法がとられるようになったと指摘する。これは地籍図を研究する場合注意すべきことである。しかし、その後も改租事業は府県に委任され、改租作業の実際の担当責任は正副戸長・村用掛・地主総代などであったから、府県や町村によって差の生ずる余地は残っていたとみられる。

改租作業の準則は「地租改正ニ付人民心得書」などに示されている。改租作業をスムーズに進めるには、民有地と官有地を明確にしたり、飛地や複雑な境界を整理する必要がある。また、改租事業の労力や経費の負担に耐える村にするには町村合併も必要である。これらはかなり実施されたが、府県差がみられた。とくに本書では官民有区分による官有林化は、府県で著しい相違がみられること、それは近世以来の態様によるのではなく、県令などの方針にもとづく査定仕方によったことを強調している。

歴史地理学的研究に利用される字名についても有益な主張がみられる。「字名に従前の字称が採用されたにしても、その区域と字名をそのまま踏襲したものではなかった」というのも一つである。ただ、「字は改租にあたって新しく区画され、新規に設定された区域」ともいえるが、従前の字名と字域をほぼ踏襲している場合も存在する。125頁最後の字資料は岐阜県ではなく福島県のものであろう。

地押丈量と地引絵図の節は改租事業の主要部分である。地押丈量の進め方、地所の実測、丈量の検査、地引絵図の調製作業などが府県ないし村の資料によって述べられている。帳簿の名称・体裁をはじめ、地押の実施方法、地引絵図の編成作業についても府県差のあることの指摘がみられる。地引絵図編製の作業経過表の事例（表9）は、絵図についての記載が乏しく、具体的なことは明らかでない。

IV章ではその他に、郡村宅地・耕地、市街地、山林原野の丈量作業、量地の方法と測器などが、近世におけるそれとの比較なども加え、要領よくまとめられている。とくに島畑・掘窪田や入会地の丈量、縮図作成の方法などには興味深いものがある。また、測量器具類についても史料や図・写真が比較的豊富に示されている。できれば、捷方儀・小方儀・小方機・正方儀など類似名の器材類については、その相違や用途についての解説が望まれるところである。

V章は前述のようにIV章と一連のもので、地租改正地引絵図の種類、その作成規準、作成担当者などの節がある。絵図は一筆限図、一字限図、一村限図の3種に分けられるが、それぞれの呼称・装幀・記載事項には府県差があり、絵図作成手順にも異なった方式のあることが紹介されている。『府県地租改正紀要』に3種の絵図の作成状況が記されているが、これは各府県の資料によって再確認する必要がある。

地租の対象地と非対象地では地引絵図の精度が異なる。前者の私有地は正確になり、後者の官有地は不正確になる場合が多いという。方位とその表示方式では南を上を描写するものが多いが、その理由、また、すでに西欧の測量師が入っているのに日本特有の尺貫法を用い、それに適した縮尺を採用している所以などの解説は興味深い。地引絵図の担当者については、原則といくつかの事例の紹介のほか、製図の技能者を高給で雇用する場合も少なくなかったこと、また和算家が丈量や絵図作成に貢献した資料の提供などがみられる。

V章の最後には精粗・巧拙の著しい格差の節を設け、専門家による水準の高い地図もあるが、「一般的にみれば粗雑なものが少なくなかった」とし、「数年後…地図更生の必要を生起させた」と結論づける。ただ、引用されている有尾敬重の回顧文をみると、地押調査以前の地引絵図は、ほとんどが団子絵図のようにとれるが、おそらく玉石混淆であったと思われる。その実態は現物の科学的な調査によって判断しなければならないであろう。

VII章は内務省の地籍編纂事業による地籍地図の章である。現存する地籍図にはこの種のものがかなり多いから、利用する面からも、その作業過程や特徴の把握が重要である。この作業は明治7年12月に通達されたが、改租作業との併行は無理とあって一時延期された。再開の時期や終了期は改租作業の進捗状況に左右され、府県によって異なった。いくつか

の府県の実施経過の資料を示しているが、完了・未了の府県は明瞭にし得ないという。今後この実態の究明も要請される。

地籍編纂の調査作業は改租作業とほとんど同じであるから、そのデータの使用が多かった。作成された地図の種類も改租作業の場合と同じく3種であり、こちらの方も府県によって相違がみられる。内務省の地籍編纂に関連して、明治2, 3, 4年の村絵図の調製にふれている。この時期に民部省や太政官は直轄府県や諸藩に村絵図の提出を求めた。これは一筆区画を描いたものではないが、地籍編成および地籍地図の調製に通ずるものとしてとらえている。この種の村絵図やその副本は各地でみることができる。

地籍地図の特色は、先の二つの地引絵図が民有地に主点が置かれたのに対し、これは官有地も対象としたこと、行政区画の境界の確定を重視した点にあるという。一方、「字ハ旧價ニ依ルヲ旨」としたり、地籍番号は改租事業の番号を使ったり、字図の雛形には上を北にしているのに、南を上にした旧来の方式もかなりみられることも指摘する。地籍地図は改租地引絵図に比べて精度は高いといえるが、両者は密な関係があったので類似点も存在する。現存する地籍図類がいずれに属するかを判別も必要である。

VIII章は地押調査に基づく更正地図の章である。明治17年12月に土地台帳の調製が定められたが、その基礎となる地券台帳と改租地引絵図は「実際との相違が著しく、とくに絵図がはなはだしかった」ため、正確な台帳と地図が要求された。また同19年の登記法の制度もこれを必要としたのである。しかし、地押調査は改租事業が不正確なところが対象になり、その他は地目変換地の補訂などが中心であった。この地押調査によって作成された更正地図は、新しい機械の導入もあって、精度のよいものになったが、全国一律に行われたわけではない。また改租地引絵図の転用や、若干の補訂を加えただけで使用した場合も少なくなかったようである。従って、これも実施地域やその実態の確認が必要になる。

明治20年6月に大蔵大臣の内訓と地図作成の準則が布達されたが、著者はこれを当局が地図の重要性を認識したものと受けとめている。ここでは地図調製式の全文をあげ、町村製図略法もかなり詳しく紹介し、土地区画や道路の屈曲部が実態に近く表現されるようになったことなどの指摘がみられる。明治22年に土地台帳規則が制定されると、更正地図はそ

の附属地図に充当された。備置場所は官制の変更でよく変わったが、昭和25年に税務署から法務局登記所に移管されたのは周知の通りである。

ここまででかなりの枚数を使ってしまった。あとX章とXI章を簡単に紹介するにとどめたい。X章は第二次大戦後、制度の変革に伴って作成された新定の地籍図類と、旧地籍図類が依然として使用されている経緯などについて述べた章である。新定の地籍図類というのは、国土調査に基づく法定地籍図や、土地改良法・土地区画整理法・新住宅市街地開発法などによって作製され所在図(確定図)、あるいは不動産登記法の第17条が登記所に備えることを規定している、いわゆる17条地図などがそれである。

国土調査法に基づく地籍図は、未完成のところが多い。所在図や、17条地図はごくわずかしかできていない。従って、旧土地台帳附属地図が公図として、登記所や市役所・町村役場においてなお機能を発揮しているのである。また、新しい地籍図の作成に当たっても、旧地籍図はその基礎資料として重要な役割を果たしている。本書では、こうした事情を資料をあげて述べているので、戦後の状況をよく理解することができる。

XI章は明治政府による地籍調査と、上述4種の地籍図作成の経緯などを要約したものである。各種の地籍図について要領よくまとめられているので、大著の要旨を理解することができる。

本書は大部であることもあって、誤植の類も何か所か目についた。評者が書いたものに誤植が多いこともあって、他人の著書の誤植類を拾うのは気が進まないが、本書がこれからの地籍図研究の基本図書であることから、すでにあげた以外のものを若干記しておく。重版の折には訂正して頂きたい。まず126頁の1行目の引用文、205頁の量地縮図解からの引用文に連続した脱落がみられる。138頁の注47)、48)および同51)付近の注記には混乱がある。また、地租改正事務局議定に含まれる地租改正条例細目などが10カ所ほどに現われるが、その公布日が明治8年の7月8日に訂正されていない箇所がみられる。それに本文中に図番号、注番号あるいは県名に誤りとみられるものが若干ある。付Iは最初にもふれたように便利な資料であるが、敦賀県の部分は少し訂正を要するようと思われる。

以上、一部省略したところもあるが、本書を概略紹介した。評者自身はそれによって多くのことを学

ぶことができた。同時に著者が本書に注がれた努力に頭が下る思いがした。著者は「丹念な密度の濃い調査を全国にわたって行なうことは個人の力では限界がある」といわれているが、その限度を越える業績を大著に著わされた。本書の随所にみられる多くの中央政府や府県、町村資料は、並大抵の努力では集まらなかったであろうと思う。この膨大な資料の収集と、その分析に精魂を傾けられた著者に改めて敬意を表する次第である。

本書では明治期作成の4種の地籍図のすべてが詳しく論じられている。それに戦後の新定地籍図についても言及されているから、本書はわが国の現段階における地籍図研究の決定版といえる。あえて現段階におけるとしたのは、著者が「はじめに」において述べられたように、地籍図研究にはなお多くの課題が残っているからである。著者の地籍図研究が愈々進展されるよう祈念すると共に、一人でも多くの人々が本書に触発され、地籍図の研究やその利用を深められるよう心から希望したい。

(桑原公徳)

矢守一彦 著：

『城下町のかたち』

筑摩書房 1988年3月

B6判 277ページ 2,200円

題して「城下町のかたち」という。都市プランの面を重点に城下町を論じたものであるが、都市プランでは一般読者になじみが薄いというのでこの書名にしたという。

矢守氏の城下町プラン研究の成果には大きな柱が2本ある。戦国期型→総郭型→内町外町型→町屋郭外型→開放型の変容系列はその一つである。「近世城下町プランの基調」の章で概説され、「城下町プランの地域別考察」の章で各論的に叙述される際の一視角になっているが、むしろ控えめな記述になっている。この考えは早い時期に発表されたもので、既往の氏の著書で論ぜられ、十分に学界に定着しているとの判断によるものであろう。

いま一つの柱が「タテマチ」「ヨコマチ」論である。大手通に平行する方向を軸とするものをタテマチ、大手通に直交する方向を軸とするものをヨコマチとして、この見地から城下町プランを2大別して考えようとするもので、近年、矢守氏と足利健亮氏が意欲的に組みくんでこられたところである。本書